（フロン類破壊施設に係る構造に関する基準）

第七十一条　法第六十四条第一号の主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る構造に関する基準は、別表第二の上欄に掲げるフロン類破壊施設の種類に応じ、同表の下欄に掲げる装置を備えていること並びに同表の下欄に掲げる装置が申請書に記載されたフロン類破壊施設の使用及び管理の方法を実行できるものであることとする。

（フロン類破壊施設に係る破壊の能力に関する基準）

第七十二条　法第六十四条第一号の主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る破壊の能力に関する基準は、フロン類の種類に応じてフロン類を破壊した場合に、次のいずれかを満たすことができることとする。

イ　フロン類の分解効率（次の式により算出されたものをいう。以下この条及び次条第三号において同じ。）が九十九以上であり、かつ、排出口（当該施設から排出ガスを大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。ロにおいて同じ。）から排出されるガス中におけるフロン類の含有率が百万分の一以下であること。

$$\text{フロン類の分解効率} = \left\{1 - \left(\frac{\text{フロン類の排出量}}{\text{フロン類の投入量}}\right)\right\} \times 100$$

ロ　フロン類の分解効率が九十九・九以上であり、かつ、排出口から排出されるガス中におけるフロン類の含有率が百万分の十五以下であること。

（フロン類破壊施設に係る使用及び管理に関する基準）

第七十三条　法第六十四条第一号の主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る使用及び管理に関する基準は、次のとおりとする。

一　フロン類破壊施設の種類に応じて、運転方法、フロン類の供給方法及び保守点検の方法が、破壊の能力に関する基準を達成できるよう適切に定められていること。

二　前号の運転方法、フロン類の供給方法及び保守点検の方法を遵守するために、フロン類破壊施設の状態を計測装置等により定常的に確認することとされていること。

三　排ガス中のフロン類の濃度及び分解効率について年一回以上測定することとされていること。

四　第二号の確認及び前号の測定によりフロン類破壊施設の異常を発見した場合には、速やかに対策を講じることとされていること。

五　フロン類破壊施設の使用及び管理についての責任者を選任することとされていること。

（変更の許可）

第七十四条　法第六十六条第一項の規定により変更の許可を受けようとする者は、様式第八による申請書に第七十条第一項第二号から第四号までに掲げる書類（その許可に係る変更後の書類をいう。）を添えて、環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。

（軽微な変更）

第七十五条　法第六十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　破壊しようとするフロン類の種類を減少させるもの

二　フロン類破壊施設の数の減少であって、新たな施設の設置を行わないもの

（変更の届出）

第七十六条　法第六十六条第三項の規定により届出をしようとする者は、様式第九による届出書を環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。この場合において、フロン類破壊業者が法人であり、かつ、法第六十三条第二項第一号に掲げる事項に変更があったときは、登記事項証明書を添えるものとする。

2　環境大臣又は経済産業大臣は、前項の届出をしようとする者に係る住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により、同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、前項の届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

（廃業等の届出等に際しての破壊量等の報告）

第七十七条　フロン類破壊業者について、法第六十七条の規定により許可が取り消されたときは、当該フロン類破壊業者であった者は、法第七十一条第三項の規定の例により、許可が取り消された日の属する年度の業務の実施の状況について主務大臣に報告するものとする。

2　法第六十八条において準用する法第五十四条第一項の規定によりフロン類破壊業者の廃業等の届出をする者は、法第七十一条第三項の規定の例により、法第六十八条の規定により読み替えて適用する法第五十四条第一項各号に掲げる事由の生じた日の属する年度の業務の実施の状況について主務大臣に報告するものとする。

（フロン類の破壊に関する基準）

第七十八条　法第六十九条第四項の主務省令で定める基準は、法第六十三条第二項に基づき提出した申請書中同項第五号に掲げる方法を遵守してフロン類の破壊を行うこととする。

（破壊証明書の記載事項）

第七十九条　法第七十条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　引取りを求めた第一種フロン類充塡回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号

二　フロン類の引取りを終了した年月日

三　引き取ったフロン類の種類ごとの量及び引取りの際にフロン類が充塡されていた容器の識別番号

四　破壊したフロン類破壊業者の氏名又は名称、住所及び許可番号

五　破壊証明書の交付年月日

六　フロン類を破壊した年月日

七　破壊したフロン類の種類ごとの量

（破壊証明書の交付）

第八十条　法第七十条第一項の規定による破壊証明書の交付は、次により行うものとする。

一　引取りを求めた第一種フロン類充塡回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号、引き取ったフロン類の種類ごとの量、破壊したフロン類の種類ごとの量が破壊証明書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

二　フロン類を破壊した日から三十日以内に交付すること。

（フロン類破壊業者の破壊証明書の写しの保存期間）

第八十一条　第六十六条の規定は、法第七十条第一項の主務省令で定める期間について準用する。

（第一種フロン類充塡回収業者等の破壊証明書の写しの保存期間）

第八十二条　第六十七条の規定は、法第七十条第二項において準用する法第五十九条第二項及び第三項の規定する主務省令で定める期間について準用する。

（破壊量の記録等）

第八十三条　法第七十一条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　フロン類を引き取った又は破壊を受託した年月日及び当該フロン類の種類ごとの量

二　フロン類の引取りを求めた第一種フロン類充塡回収業者、第一種フロン類再生業者若しくは第四十九条第一号の規定により都道府県知事が認めた者又はフロン類の破壊を受託した自動車製造業者等若しくは指定再資源化機関の氏名又は名称

三　フロン類を破壊した年月日及び当該フロン類の種類ごとの量

2　フロン類破壊業者は、前項各号に掲げる事項に関し、フロン類の引取り若しくは破壊の受託又は破壊を行うごとに、遅滞なく、記録を作成し、当該記録をその作成の日から五年間保存しなければならない。

（主務大臣への報告）

第八十四条　法第七十一条第三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　前年度において引き取った又は破壊を受託したフロン類の種類ごとの量

二　前年度の年度当初に保管していたフロン類の種類ごとの量

三　前年度において破壊したフロン類の種類ごとの量

四　前年度の年度末に保管していたフロン類の種類ごとの量